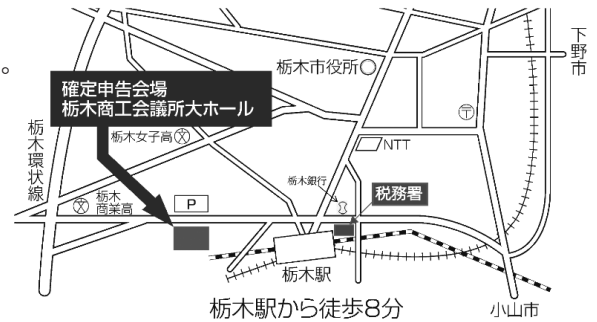


❖ 栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です 2月16日(水)～3月15日(火) 9時～16時 ※土日祝日を除く

確定申告会場への入場には、入場時間を指定した「入場整理券」が必要です。
入場整理券は会場当日配付しますが、LINEを利用したオンライン事前発行も可能です。
入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

- ※新型コロナウイルス感染症の感染防止のためマスクの着用と入場時の手指の消毒をお願いします。
- ※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。
- ※入場整理券の詳細は、国税庁HPをご覧ください。
- ※開設期間中は、栃木税務署での申告相談は行っていません。
- ※申告会場では現金納付の窓口業務は行っていません。
- ※申告会場の駐車場は混雑します。
車での来場はなるべくご遠慮ください。
- ※栃木商工会議所への直接のお問合せはご遠慮ください。



❖ 令和3年分の確定申告の期間について

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税… 2月16日(水)～3月15日(火)
- 贈与税の確定申告と納税… 2月1日(火)～3月15日(火)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税… 3月31日(木)まで

- ※ 給与・年金所得者の所得税の還付申告の相談及び申告書の提出は、1月から行えます。
確定申告期間中は大変込み合いますので、確定申告期前に手続き頂きますようお願いいたします。
- ※ 1月4日(火)から2月15日(火)までの確定申告会場は、栃木税務署です。
- ※ 栃木税務署は、駐車場が狭いため、駐車頂けない、もしくは駐車に時間を要することが想定されます。
混雑緩和のため公共交通機関のご利用をお願いします。
- ※ 1月から3月の期間は、個人の方の申告相談の事前予約は行っていません。
申告相談には、確定申告会場の入場時間を指定した「入場整理券」が必要です。

❖ 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等(その全部が源泉徴収の対象となる場合に限り)の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- ※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります。**
- ※ 所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

❖ 個人事業者の方へ！消費税のインボイス制度登録申請受付中

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。それに先立ち、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請を受付けています。
登録申請手続は、便利なe-Taxをご利用ください。

- ※ インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

❖ にせ税理士にご注意ください

税金の申告手続などを第三者に依頼される際には、税理士証票の提示を受けて確認するなど正規の税理士かどうかを確認してください。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

❖ 税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください

国・県・市町の税務職員を装った「振り込め詐欺」が多発しております。税務職員が、納税のために金融機関の口座へ振込みを求めたり、還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。不審な電話等にはご注意ください。

❖ 国税庁ホームページから確定申告(e-Tax)

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成できますので、是非ご利用ください。

これまでパソコンで「確定申告書等作成コーナー」を利用して所得税の申告書を作成し送信する際には、ICカードリーダーが必要でしたが、令和4年1月からは、パソコンの画面に表示される二次元バーコードを対応スマートフォンで読み取ることで、ICカードリーダーがなくてもe-Tax送信が可能となります。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方、特定口座での株式等の譲渡所得等を申告される方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。スマートフォンでe-Taxをご利用ください。

● スマホ申告や利用方法等については、ぜひ[国税庁ホームページ](#)をご覧ください！



～スマホ申告のメリット～

- ・混雑している会場に出向く必要はありません！
- ・見やすい専用画面で簡単作成！
- ・画面の案内に従い、ラクラク操作！

特におすすめ！見やすいスマホ専用画面

所得	給与所得(特定支出控除除く)、雑所得、一時所得
所得控除	全ての所得控除(雑損控除含む)

税理士会が行う還付申告無料税務相談

📅 2月2日(水)

📍 税理士会栃木支部各会員事務所

👤 所得金額300万円以下の給与所得者及び年金受給者で、少額の還付申告相談(内容により有料になる可能性もあります。)

※新型コロナウイルス感染症の防止のため今回の相談は原則電話相談とさせていただきます。

問 税理士会栃木支部 ☎0282(24)4861